



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 令和 5 年 8 月 25 日

5 年夏号

No. 50

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 笠井 慎五
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 小西儀孝・大西博己・永谷博子・松本直哉・森永正樹・露口和夫



【パリの街並み】

コロナ禍開けのパリの街並み。
世界有数の誰もが知る観光地の
ひとつで、今までの光景を取り
戻しつつあります。
ラッピングが解けた凱旋門(ラッ
ピングされた凱旋門は令和 4 年
新春号に掲載)や、カフェなど
には、連日多くの観光客や地元の
方々にぎわっています。



<写真： 森永 正樹 先生>



【5 年夏号 主な内容】

- | | | | |
|-------|---------------------------------|-----|-------------------------------|
| 1 面 | 写真『パリの街並み』 | 6 面 | 寄稿『Mt.富士ヒルクライムに
参加しました』 |
| 2 面 | 笠井支部長あいさつ
泉大津税務署長あいさつ | | 寄稿『支部ゴルフに参加して』 |
| 3 面 | 泉大津支部役員紹介 | 7 面 | 会員の異動 |
| 4 面 | 第 49 回誌上研修 | 8 面 | 最新研修 DVD の紹介、
原稿・写真募集、編集後記 |
| ～ 5 面 | 『令和 5 年度の相続税及び贈与税の
税制改正について』 | | |



ごあいさつ

支部長 笠井 慎五

処暑の候、支部会員の皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、支部の会務運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

令和 5 年 6 月 2 日の定期総会において支部長を拝命し身の引き締まる思いです。これからの支部の運営につきましては、副支部長、支部役員の先生方、更には支部会員の皆様のご協力を賜りながら精一杯努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

さて、支部の活動については、令和 2 年の春頃から猛威を振るいはじめた新型コロナウイルス感染症により、ほとんどなにもできない年もありました。令和 3 年度以降は徐々に支部活動を再開して参りましたが、この 5 月には新型コロナウイルス感染症の位置づけが 2 類から 5 類へ変更となったこともあり、令和 5 年度は、できればコロナ禍以前のような活発な活動をしていきたいと考えております。

話は変わりますが、私は、税理士、税務行政、納税者は、それぞれ立場は違えども、目指すところは同じであると考えています。立場が違えば、アプローチは異なることもありますが、適正な申告、納税という目的は一つです。そのため、税務行政とも、これまで歴代執行部が築いてきた良好な関係を維持しつつ、前に進めて参りたいと思います。

近頃 AI の話題が増えてきました。AI でできること、税理士業務との関連も非常に気になるところです。AI が我々の業界にどのような影響を与えるのかは未知数で不安な面もありますが、税理士法第 1 条にも、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、とあるように、税理士の使命に変わりはありません。社会の変化には柔軟に対応しつつ、支部会員の先生方からも、ご意見、ご要望などをどんどん頂戴し、支部活動に活かしていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



着任のごあいさつ

泉大津税務署長 小林 基幸

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。この度の定期人事異動により泉大津税務署長を拝命しました小林でございます。

近畿税理士会泉大津支部の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

笠井支部長様をはじめ、支部先生方の御指導のおかげをもちまして、泉大津税務署管内における納税道義は、非常に高い水準にあると聞いており、この地で勤務できますことを大変うれしく光栄に思っております。微力ではございますが、与えられた職責を果たすべく、全力を尽くす所存ですので、前任の増田署長同様に、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でのデジタルの活用が急速に広まっています。このような状況の中で、私どもといたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくために、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組み、納税者サービスの充実と適正・公平な課税・徴収を行うことにより納税者の皆様方の負託に応え、税務署に対する理解と信頼を得るといった認識が必要であると考えております。

今後とも、税務行政の良き理解者として、引き続き、確定申告期における無料税務相談や諸団体等の税務相談への対応と併せて、e-Tax のより一層の普及とキャッシュレス納付の利用拡大などの取組に対する御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

更に、本年 10 月から開始されるインボイス制度については、個々の事業者の方々に寄り添った丁寧な周知広報を進めていく所存でございますので、円滑な実施に向けて御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

泉大津支部役員紹介

<支部長>



笠井 慎五

<副支部長>



森福 清和
総務
綱紀監察



中島 浩
業務対策
租税支援対策



真奥 隆
厚生
会計



小西 儀孝
広報
租税教育



櫻井 善章
情報システム
研修

<幹事>



山口 秀美
研修
厚生



大西 博己
研修
広報



永谷 博子
広報
租税教育



松本 直哉
広報
租税教育



根尾 玲子
総務
研修



杉本あすか
業務対策
税務支援対策



森永 正樹
広報
税務支援対策



露口 和夫
広報
租税教育



中塚 高志
総務
業務対策



馬場崎 淳
情報システム
研修



奥西 俊伸
研修
厚生



高橋 英晴
研修
税務支援対策



三王 知行
研修
厚生



西辻 茂樹
総務
研修

<監事>



原 正人



赤坂 俊次



第 49 回誌上研修

『令和 5 年度の相続税及び贈与税の税制改正について』

研修委員 奥西 俊伸

令和 5 年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正の概要は、次の通りです。

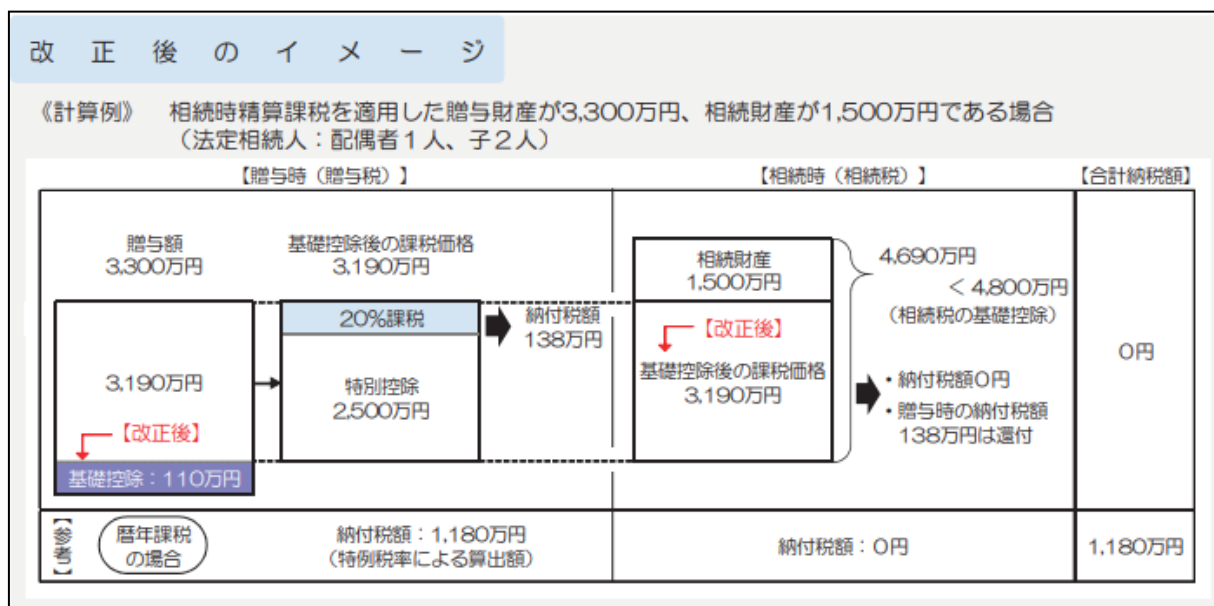
1. 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税を選択した受贈者が、特定贈与者から令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から基礎控除額 110 万円が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得した財産の価額は、基礎控除額を控除した後の残額とされます。

これにより、相続時精算課税で受けた贈与については、課税価格から 110 万円を控除できるようになりました。この 110 万円までの贈与額は、特定贈与者が亡くなった際に相続財産に加算する必要はありません。また、相続時精算課税を選択している複数の特定贈与者から贈与を受けた場合、110 万円の控除は、それぞれの贈与額に応じて按分します。

計算例による改正後のイメージは次の通りになります。

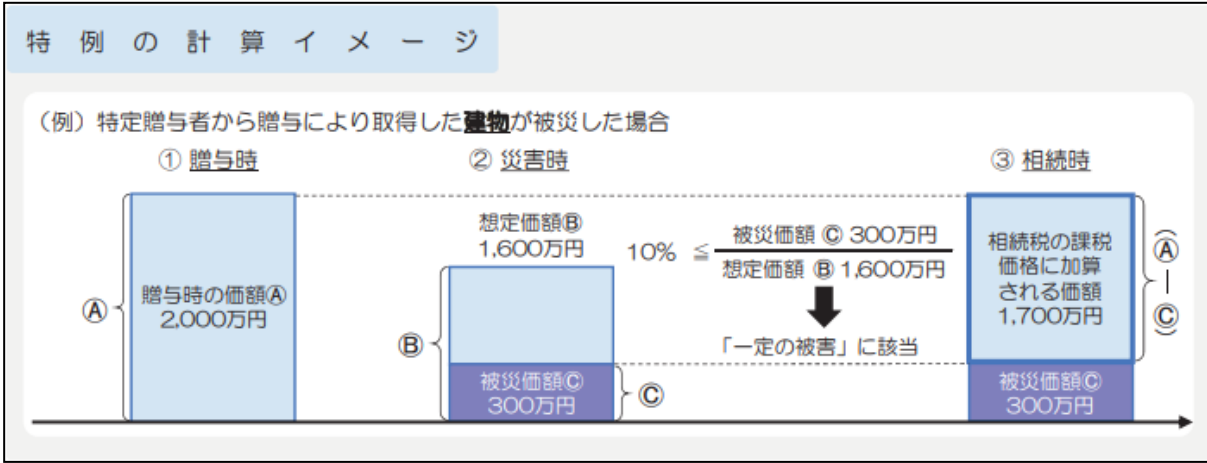


(相法 21 の 11 の 2・21 の 15・21 の 16、附則 19、措法 70 の 2 の 3、附則 51)

2. 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の創設

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、令和 6 年 1 月 1 日以後に災害によって一定の被害を受けた場合には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時点における価額から、その災害による被災価額を控除した残額とすることができます。

これにより、贈与を受けた土地又は建物が災害により一定の被害を受けた場合、相続時に再計算できるようになりました。特例計算のイメージは次の通りになります。



(措法 70 の 3 の 3、附則 51)

3. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前 7 年以内にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算することとされます。

この改正は令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。そのため相続前贈与の加算期間は、令和 9 年以後の相続から順次延長され、令和 13 年以後の相続で完全移行されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次の通りです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和 5 年 12 月 31 日		相続開始前 3 年間
令和 6 年 1 月 1 日～	贈与者の相続開始日	
	令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日	相続開始前 3 年間
	令和 9 年 1 月 1 日～令和 12 年 12 月 31 日	令和 6 年 1 月 1 日～相続開始日
	令和 13 年 1 月 1 日～	相続開始前 7 年間

(相法 19、附則 19)

まとめ

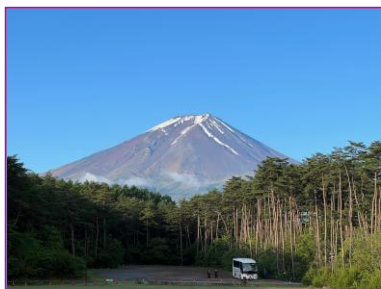
ここ数年、政府では「相続・贈与の一体課税」が話し合われてきました。これは、別個の税体系となっている相続税と贈与税を、一体的に捉えて課税することを意味しています。高齢世代が保有する資産を、より早いタイミングで消費意欲の旺盛な若者世代に移転させ、経済を活性化させることなどが狙いです。

導入されれば相続対策に大きな影響を及ぼす可能性があることから、注目されていた一体課税の改正の行方。令和 5 年度税制改正で、想定よりも小幅な改正にとどまったと見る向きもありますが、相続時精算課税制度・暦年課税ともに、制度内容に大きな変更が加えられています。また、今後さらなる改正も予想されますので、その動向に注意が必要です。



<参考文献>

国税庁令和 5 年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし
令和 5 年度版改正税法の手引き (税経)
令和 5 年度税制改正のポイント (TKC 出版)



Mt.富士ヒルクライムに参加しました

松本 直哉

コースは山梨県側にある富士スバルラインという有料道路は通行止めに
して1合目の手前から5合目まで24キロ1,255m上ります。ロードバイクのイ
ベントとしては日本最大級で8,000名が参加しました。24キロという和泉中央から長居公園くらいの距離で
す。その距離をずっと自転車で登ると考えると自分でも馬鹿だなと思いますが、自転車にはまっていくうちに思
考回路がおかしくなるようです。

当日は6月4日(日)だったんですが、前々日の金曜日が全国的な豪雨で、東名、新東名、中央道も通行止め
になっていました。出発してからその事実を知ったので途中のサービスエリアで通行止めが解除されるまで時間
を潰すしかありませんでした。ようやく中央道は通行止めが解除されたものの工事や事故渋滞で富士山に到着
するのに10時間もかかりました。モチベーションが物凄く下がってましたが、綺麗な富士山をみるとテンショ
ンが上がってきました。当日は7時スタートに備えて前日受付を済ませて早く就寝しました。

週間天気予報では雨予報で雨対策と標高が高いため寒さ対策をしていましたが当日は
晴天で最高のロードバイク日和でした。少し準備運動をして、スタートしたのですが
5分でお腹が痛くなりペースを上げることができませんでした。朝食をとる時間が遅くな
ってしまい消化しきれず胃に残っていたのが原因だと思えます。5合目付近では疲れか酸
素が薄いのかで意識が朦朧としてきましたが、1時間24分かかって完走できました。いろいろと反省点は
ありますが、大勢の人と綺麗な景色の中走れたことは充実感がありました。



いつも出場しているトライアスロンの大会とは別の達成感があり、五合目から見る富士山の頂上も最高でした。
今後他のレースにも挑戦していこうと思います。



支部ゴルフに参加して

石谷 秀志

天気は上々の中、関西空港ゴルフ倶楽部で開催した夏の支部ゴルフコンペ
に参加してきました。今回は高岩杯カップの取切戦であり、しかも笠井支部長初の支部ゴルフコンペにもなりま
した。

私自身、この令和になってからの支部ゴルフコンペでは100以上のスコアで安定していたところ、久々にグロ
ス86・ハンディキャップ16.2・ネット69.8でなんと優勝してしまいました。

パターの調子もたまたま良かったことと、HDCPも結構あり、最終組で気楽に周れたうえ、他の組と違って何
故か超豪華なカートでゆったりとプレーできた
こと。そして、同組メンバーが仲良くて楽しくプ
レーできたことが最高のスコアになった理由で
す。

実は、18番目の最終ホールでは、中居先生の
打ったボールがフェアウェイに立てられた棒に
真面に当たり、自ら打った場所に再び戻ってきた
ことが、余りに見事過ぎて全員唖然となりました。
結局、最後まで笑いあいの楽しいゴルフコンペに
なり、私にとっては12年前に支部ゴルフで優勝
して以来の記念すべき一日となりました。



<入 会>

R5.02.17 ^{にいほら まさや} 新原 雅也 先生（社員）

登録番号：124085

泉大津市助松町 1-1-23-302

税理士法人ティアンドエヌ

TEL：0725-21-2233/FAX：0725-21-2232

R5.02.21 ^{おぎき たけし} 尾崎 武士 先生（開業）

登録番号：150624

泉北郡忠岡町忠岡北 2-3-5-1

TEL：0725-23-7527/FAX：0725-23-7527

R5.02.21 ^{なかの まさき} 仲野 正記 先生（所属）

登録番号：150634

泉大津市東豊中町 3-22-1 税理士法人中央会計

TEL：0725-46-2555/FAX：0725-46-3951

R5.02.21 ^{えんどう よしひと} 遠藤 孔人 先生（所属）

登録番号：150650

和泉市のぞみ野 3-11-24 石谷秀志税理士事務所

TEL：0725-55-3461/FAX：0725-55-3464

R5.04.20 ^{さたけ ゆうた} 佐竹 佑太 先生（所属）

登録番号：151100

和泉市万町 280-1 高橋英晴税理士事務所

TEL：0725-24-7331/FAX：0725-24-7332

R5.06.21 ^{いのうえ ひろし} 井上 洋 先生（社員）

登録番号：151444

泉大津市東豊中町 3-22-1 税理士法人中央会計

TEL：0725-46-2555/FAX：0725-46-3951

<業務廃止>

R5.03.31 上吹越 弘 先生



保険事業

全国税理士共済会

～暮らしと事業の安心保険。充実したプランで関与先を市況～
VIP大企業総合保障制度

～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルダリーライフを実現～
全税共年金

近畿税理士企業共済会

～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他

団体所得補償保険、新・団体医療保険、自動車保険
火災保険、ゴルフ保険

積立年金事業

～税理士及びその従業員が加入できる掛出型企業年金保険～
断続積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～

小規模企業共済制度

～中小企業の進捗制度にそなえる～

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

～従業員の退職金にそなえる～

中退共済制度（中小企業退職金共済制度）

あっせん事業

～多方面にわたる業務提携。組合員特典を是非ご活用ください～

税理士業務 / 不動産 / クレジットカード / ローン /

健康（PET検診など） / レクリエーション（旅行・観劇・ゴルフなど） /

その他（生活雑貨、衣料品、ホームセキュリティなど）

※一部WEB販売（書籍、電化製品など）



大阪・奈良税理士協同組合

<http://www.hanamaru-hikyo.co.jp>

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11階 TEL 06-6841-6888/FAX 06-6847-2800

最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

＜マルチメディア研修（日税連）＞

「インボイス制度への対応に関するQ&A
～独占禁止法・下請法上問題となる行為について～」
「自筆証書遺言書保管制度について」
「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについて」
「インボイス・電帳と中小企業会計のあり方」
「電子帳簿保存法制度における「電子取引保存」の実務について」

＜全国統一研修会＞

「消費税に関する留意点-インボイス制度開始への準備&判例からみた消費税の注意点-」
「事業承継トラブルはこう解決する～戦国武将や老舗の実例から学ぶ事業承継の勘所～」

「中小企業の特例税制（税額控除、特別償却）総合解説」
「課税要件の基本と最新の税務訴訟判決の解説」
「消費税インボイス制度と電子帳簿等保存制度
～令和4年度税制改正を踏まえて～」
「法人税の身近なテーマの解説と税務判断に迷う事例を検討する」

＜中小企業支援に係る研修会＞

「顧問税理士主導の経営改善」
「金融機関との連携に係る意見交換、「担い手探しナビ」の利用方法及び事業承継への新たな取組」

＜大阪・奈良税理士協同組合主催＞

「令和5年度税制改正の解説」
「非上場株式等」による事業承継対策の実務 一企業の更なる成長と発展を目指して～



原稿・写真募集 !!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで
TEL：0725-33-7400 / FAX：0725-33-7405
e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

平素は支部運営にご協力を頂き、ありがとうございます。
今回就任されました笠井新支部長を、支部幹事一同団結してお支えをしたいと思います。

さて、今年10月のインボイス制度開始まで、残り僅かな時間となってきております。関与先がインボイス制度に上手く対応していくには、事前の準備・制度の周知が必要だと思っております。

我々の業務も複雑になることが想定されます。支部会員同士が情報交換をし、スムーズな制度移行ができることを願っております。

また今年12月末をもって終了する電子取引データの電子保存に関する宥恕措置と、来年1月から始まる猶予措置、これらに対応することも必要だと思っております。

変化はチャンスと捉え積極的に取り組んでいきたいと思っております。

最後にまだまだ厳しい暑さが続きますが、会員先生のご健康とご事業の発展を祈念申し上げます。

(K.T)

